

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

# ジェネリック医薬品で 医療費の抑制を



**問** 厚生労働省が昨年の医療費の動向に関する調査結果を発表した。

医療保険と公費から支払われる概算医療費は過去最高の、32兆4千億円になっている。国民一人当たりの年間医療費は25万4千円、増え続ける国民医療費は2025年には69兆円にもなるといわれている。増大する医療費を軽減するために注目されているのが後発医薬品「ジェネリック医薬品」である。値段の安い後発医薬品を行政が医療機関に対して置き換える働きかけを行うとともに、住民に対して周知徹底に努めることにより、個人負担の軽減と保険給付費の抑制に繋がるのではないかと。

**町長** ジェネリック医薬品は、「患者負担の軽減と医療費抑制」という観点から注目している。

現在、国内に流通する医

療用医薬品のうち半数近くの種類がジェネリック医薬品だが、メーカーの多くは小規模で生産量も少なく、医療現場からは、「長期使用が必要な患者への供給に不安がある」「すべてのジェネリック医薬品を在庫することは不可能」などの意見が出ており、全ての医療機関で扱っているわけではない。

## 札内地区の危険な生活道路の改善と信号機の設置を

**問** 日常、何気なく利用している生活道路カーブが狭かったり、交差点が確認しにくいなど危険なところが見うけられる。

①札内中央町三叉路交差点の信号機について、右折信号の設置は出来ないものか。  
②あかしや団地道路12号と日新線の交差点への信号設置について、事故が起きるたびに地域住民は時差式の信号機の必要性を訴えている。早急の設置が必要と考

見が出ており、全ての医療機関で扱っているわけではない。

医療医薬品は、医師と患者が相談し、症状、体質、体調などに応じて処方するものであり、町から医療機関へジェネリック医薬品使用を働きかけることは難しいと考える。

町民に対しては、選択肢の一つとして参考になるよう情報を提供することについて検討したい。

③カーブの狭い泉町東南角を拡幅することはできないものか、堤防に沿っての延長整備計画は。

**町長** ①札内鉄道南沿線

の通行止めにより、迂回路として踏切より札内中央公園通を通り、春日方面へ向かう三叉路交差点の渋滞緩和と交通安全確保のために、北海道と公安委員会とが協議し設置した。協議の中で、信号機から踏切までの距離が短いことから、踏



仮設信号機の設置されている交差点

平成5年より毎年、帯広警察署を通じて、釧路方面公安委員会へ要望しているが実現には至っていない。当該交差点には、あかしや団地道路12号側に一時停止の規制があり、事故の大半は一時停止違反、左右確認が不十分であ

切遮断時を考慮し、多くの車の滞留を避けるためと聞いており、踏切方面に向かって車の流入が増える右折信号の設置は難しいと考え

ることが原因であり、運転マナーに起因するものだが、事故が起きている実態も事実であり、信号機の設置に向け、今後も警察あるいは公安委員会へ強く要望したい。

②信号機設置については、

③現在のところ整備計画はないが、今後、東側の土地利用計画が図られた時点で、鉄道南沿線通りへとつながる道路網として計画しなればならないと考えている。

# 団塊の世代の移住促進へ 積極的な取り組みを



**問** 現在、北海道では団塊世代の移住促進に

戦略的な取り組みを進めている。今年2月「北の大地への移住戦略会議」が「北海道暮らし・北の大地への誘い」移住のための戦略」と題する提言をまとめた。団塊世代の退職者が本格化する2007年に向け、北海道全体が取り組む具体的な戦略を示した。2004年に首都圏等で意識調査を実施し、北海道移住への関心の高さを確認すると共に、団塊世代の移住による経済波及効果が約5,700億円にのぼる事を試算した。そして、2005年に「北の大地への移住促進事業」をスタートした。道は「主役は、あくまで市町村と民間」であると強調し、2005、2006年を集中取り組みとし、2007年からは市町村と民間が主体的に取り組んでいくとしている。北海道移住促進協議会

は、2005年9月に14市町村で発足し、現在は64市町村に拡大しており幕別町もすでに加盟している。今年4月に移住促進協議会と民間企業10社が「住んでみたい北海道」推進会議

を設置し、官民一体となつた移住の受け入れ体制の整備を目指して、体験事業やプロモーションに取り組んでいく考えを示した。十勝は都市機能と農業とが融合した高いレベルであり、団塊世代に限らず対象を幅広く考えた中で、移住促進に取り組むことは更に効果的である。シニア層は老後を豊かに過ごすための蓄えを持つ富裕層ととらえ、彼らの消費意欲と民間のビジネスが結び付けば、財政の乏しい地方自治体でも活性化が出来るのではないかと幕別町においても町の特性を十分生かし、どういふ人に移住してもらいたいかをはつきりさせた上で、

官民一体となり、移住受け入れ態勢の整備を展開していくことが必要である。  
①移住促進事業に関する現在までの取り組みと今後に向けたプロジェクトについて。

②移住の問い合わせ状況と結果、実施した移住促進事業、首都圏に対するプロモーション活動、農村アカデミーによる移住者実績について。  
③旧忠類村における定住政策の実績と成果について。  
④情報提供としての北海道移住促進協議会のホームページ作成や町ホームページ内の移住サイトの作成について。  
⑤幕別町における官民連携をどのように考えているのか。  
⑥移住促進事業を積極的に取り組むためには、庁舎内に専門プロジェクト（移住促進対策室）を設置すべきではないか。

の作成など、きめ細かな情報の提供に努めたい。  
町独自の対応は難しいことから、他の自治体や民間との連携により進めたい。  
②この10年で20件程度の問い合わせがあり、その内、3件が実際に移住した。平成9年から12年の4年間で十勝管内の市町村が連携して、移住体験ツアーを実施し、25名の参加があった。

①個別相談や、情報の提供、十勝管内での広域圏での取り組みを行い、今後は、移住に関する情報提供、移住ガイドのしおり

効果は出ていると考える。  
④十勝圏の移住に関する専門のホームページ開設や、本町のホームページに移住に関する情報提供に取り組みたい。  
⑤官民連携については、現段階では、協議会や期成会といった機関は立ち上げていないが、今後、いろいろな研究会等に参加して、先進地の事例なども研究し協議したい。

⑥庁舎内の移住促進プロジェクトや対策室については、十分協議をしたい。



北海道移住促進フォーラムの様子

## 地区老人クラブへ 実のある活動支援を



**問** 幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006

が本年3月に示された。基本目標に地域社会の創造、基本的な考え方と今後の方策の中で、地域の特性を生かした環境整備、活動支援をおし、高齢者が生きいきと活動する地域づくり、まちづくりが示されている。

我が町も平成18年4月1日現在、総人口にしめる65歳以上の割合が22・2%、5年後には23・6%まで上昇するという推計もあり、急速に高齢化が進む状況にある。

町内の各地域での現状は、このような中でも、老人会活動は地域にとって非常にウエイトの高い活動母体であると考ええる。今、それぞれの老人会では地域や地区とのコミュニケーションを図りながら各種研修会、ボランティア活動、健康作りの一環としてのパークゴルフ等々の活動が実践されて

いると思う。

町としても、こうした現実を踏まえ新たな活動支援、

サポート施策を検討し、実のある老人クラブ活動の支援をする事が重要であると考ええる。

町長の考えを伺う。

**町長**

老人クラブに対する

経済的な支援として、会員一人当たり2,000円の補助金に加え、事務局経費などを合計すると年間750万円の助成を行い、各単位クラブの視察研修旅行等に対し、年間2回の限度で、福祉バスを利用できるなど活動支援に努めているが、今後の活動支援等については、従来の行政側からの提案による一方的な支援ではなく、高齢者が持っている知識と能力を持ち寄って自主的な活動をさらに推進するために、単位老人クラブあるいは老人クラブ連合会が自ら考え、自ら求め、

そして要望されるものについて、協議し支援を行い、道内、道外における老人ク

## 町の歴史文化の伝承のため 歴史館の分散する施設の集約を

**問** ふるさと館も昭和54年10月に開館して以

来、町の歴史資料を保存、展示する施設として大きな役割と意義をもって今日に至っているものと思う。また、この間、イトウ飼育、

ふるさと館ジュニアスクーを開設して子供たちに体験学習をおして地域の生活文化に対する理解を深める活動等、大変大きな役割を担っていると思う。

また、蝦夷文化考古館についても、町の歴史文化を伝承していく大きな役割をもった施設だと考えている。

今の分散している施設を一つに集約して活用するのが望ましいと思うし、幕別の歴史館としての機能が充実し、来館者にとっても時代を担う子供たちにとっても有意義な学習の場となると考える。

教育長の考えを伺う。

クラブ活動の先進事例の紹介など、情報提供に努めたい。

**教育長**

施設の集約化も

ひとつの方法であるが、忠類村と合併した本町の地域性も考慮すると、こうした施設の分散配置も地域の活性化の一助と考える。

新しい施設へ一つに集約する、現施設の改築にしても多額な費用が必要となり、現段階でできることは、新設・改築・移転など将来幾つかの選択肢を想定し、財政的課題のみでなく、生涯学習の拠点施設の位置付けなど、様々な角度から検討することであり、今の時点からしっかりと計画づくりを進めたい。



考古館の展示の様子

# 効果、耐久性に優れた 砂利暗きよの導入を



**問** 当幕別町における農地保全管理事業は、

地方向上策としていち早く堆肥の増産奨励、緑肥栽培による有機物農地還元とともに、小規模暗きよ排水事業が継続されてきた。

これらは、生産性の高い農業経営を推進する町の方策として価値が高く、その成果は広く町民に称賛されてきたところである。

しかし、今年のような6、7月の天候不順が続くと、昔施工したものの今は排水効果が全く無くなった農地では、作物の根は腐り、極端に生産性が低下し、当該農家にとっては心の痛む深刻な問題が発生している。

そこで、この小規模暗きよ排水工事についてであるが、地中に埋めた土管等を取り巻く被覆材や疎水材については、現在の町の指定はない。

即ちこれらは、補助対象外なわけである。

被覆材等については従来の麦稈に比べ砂利は、その効果、耐久性共に優れていることが明らかにされている。

る。

しかしながら、砂利の場合には材料費や施工費が高額なため、多くの農家にとっては実施に踏み切れない現状にある。

こうした実態を踏まえ、かつ基盤整備の投資効果の持続性を重視し、現在の農



暗きよ排水工事の様子

用地排水改善補助金交付要綱の見直しを図り、排水工事は効果の高い砂利暗きよに転換できるように基盤整備策の改善を求める。

町長の考えを伺う。

**町長** 農業基盤整備事業の中で行われてきた暗きよ整備は、従来、被覆材として麦稈が使用されてきた。

しかし、麦稈が腐るなどの要因により、暗きよの効きが悪くなり、土質にもよるが、耐用年数はおよそ15年程度と考えられている。

平成10年度以降は、道営の畑総事業において、砂利を疎水材とした暗きよの施工が行われるようになった。

砂利を疎水材とした暗きよが実際の程度の耐用年数となるか、今のところ不明であるが、施工した農家の皆さんからおおむね好評であると聞く。

町が実施している、農用地排水改善対策補助金交付要綱に基づく事業については、被覆材の疎水材の種類については指定していないが、最近の小規模暗きよ排水工事では、麦稈を使用し

ている方と、砂利を使用している方の割合は半々位であるが、事業を行う農業者の希望する材料で施工するのが現状である。

財政状況から難しい面もあり、今の制度で継続させていたただきたくご理解願いたい。



# 糠内郵便局の集配廃止に 中止を求める行動を



**問** 仄聞するところによると、本年9月19日をもって本町の糠内郵便局の集配業務が廃止され、幕別郵便局に統合されると伺っているが、町の情報収集はどのようになっているのか。

休日実施していた小包・

書留郵便の受け付けも実施されないようである。

政府は、「郵政民営化」によりサービスは低下させないとして法案を通したが、民営化が動き出したとたん

に地方切捨ての方向がはっきりとしてきたと思う。集配局が廃止されれば、利用者にとって配達遅れなど、サービスの低下を招き、職員は広域を走り、労働強化にもつながる憂いがある。

また、地域の町づくりには郵便局員が果たしている役割は大きい。高齢者の方への声かけ、安否確認、災害時の道路などの情報提供な

どがある。こうしたことが大きく後退することになると思うので、住民の安全とサービスを求めるため集配廃止の中止を行うべきと考えるが、町長の考えを伺う。

**町長** 全国的規模で進め

られている郵便局の再編等について、5月18日に関係する南幕別の9公

区長に対して、概要説明を行った。

この問題は全国的規模であることから、十勝活性化推

進期成会にて、十勝管内の関係市町村が一丸となって、郵便局機能の維持に向けた要望活動に取り組んでいる。

本町独自として、日本郵政公社に対し、糠内地区で住民説明会を開催す

るよう依頼し、関係する地域住民の皆さんに正確な情報を提供し、意見・要望等を直接聞き適切に対応するよう要望した。

その結果、8月28日に説

明会が開催されいろいろな要望等が出され、郵政公社としては、意見・要望等を重く受け止め、サービスの低下を招かないようにする

としたうえで、計画通り進めるということであった。

現在、糠内郵便局が行っている高齢者への声かけ・安否確認・災害時の情報提供などのサービスは継続す



集配業務が廃止された糠内郵便局

るとのことである。

糠内郵便局は、地域に根ざして郵便・貯金・保険などの分野で重要な役割を果たしており、集配郵便局の再編に当たり、その役割と

経緯を鑑み、地域住民の生活の安定と利便性を確保するため、現在の郵便局機能をこれまでと同様に維持するよう、機会を通じ、引き続き要望したい。

## 救命率向上のため公共施設に「AED」を配置すべきでは

**問** わが国において、心疾患による年間死亡者数は年々増加し、病院外心停止の発生件数は年間2万人から3万人と言われている。

こうした中、心停止患者の救命率向上のために、厚生労働省が救急隊員の到着までの非医療従事者である一般の人にも自動体外式除細動機（AED）の使用を認める方針を決定した。

こうしたことから、AEDをなるべく多数配置するとともに、一人でも多くの住民がAEDに関する知識を有することが非常に重要だと思ふ。

町民の命を守る観点から、公共施設に計画的にAEDを設置すべきと考えるが町長の考えを伺う。

**町長** 本町では昨年度、匿名の方からの寄贈により、幕別地区の全小・中学校13校に配置し、本年9月には、忠類地区の小・中学校2校に町で購入し配置した。

今後については、導入に当たった初年度経費や、バッテリーの交換などのランニングコストも生じることから、財政負担の面や普及度合いなどを見極め、計画的な適正配置を検討したい。

AEDの住民への周知や適切な対処法については、幕別消防署や日本赤十字社と連携し、一般住民の方を対象に使用方法等に関する講習会の開催などに努めたい。

# 現行教育基本法の堅持を あらゆる場で求めるべき



**問** 教育基本法の改定が国会で継続審議となっている。

政府の改革案には、「教育の目標」として「国を愛する態度」など20もの「徳目」を法律で定め、その「目標の達成」を義務付け強制しようとするなど、憲法第19条が保障する思想・良心・内心の自由を踏みにじる内容となっている。

また第10条の教育内容への国家権力による「不当な支配」を厳しく禁止している内容を変え、政府・文部科学省の裁量行政による教育内容への国家介入を無制限に拡大し合法化するなど、重大な内容が含まれている。

教育基本法は、かつて、天皇絶対の専制政治が「お国のために命を捨てよ」と子供たちに教え込み、若者たちを戦争にかりたてたことを反省して、平和・人権尊重・民主主義という憲法の理想を実現する人間を育

てようと決意し、憲法と一体に制定された。

今回の改定は、これまでの「人格の完成」を目指す教育から「国策に従う人間」をつくる教育へと、教育の根本目標を180度転換させようとしている。

子供たちの未来を切り開くことを損なう改定は行うべきではなく、現教育基本法の堅持をあらゆる場で求めるべきであると思うがどうか。

**教言長**

教育基本法は、

戦後、日本国憲法や学校教育法とともに制定され、義務教育の年数、男女共学、学校教育、社会教育などについて規定したものである。

制定から半世紀を経過し、教育の現状と課題を21世紀の教育目標として踏まえ改善するため、現行の教育基本法を貫く理念を大切にしながら、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人

の育成を目指す観点で教育理念や原則を明確にするため、改正が必要として、改革案が閣議決定され、国会に提出された。

今回の改正には、改正を強く求める意見がある一方、「内心の自由を侵害する懸念がある」と反対の声がある。

教育基本法は日本の教育の根本となる教育理念や義務教育、あるいは教育の機会均等について定められるものであり、学校教育法や社会教育法など教育関係法規の根本法となるものであることから、改正にあたり十分な議論を踏まえた中で、その方向性が決められていくべきと考える。

地方教育行政の立場で求めることは、子供たちの未来を保障する、あるいは見守る制度を築いていくことに対してであり、その点についてはあらゆる機会を通じて意見を述べるべきと考える。

制度上、法律を制定するあるいは改正する作業は、地方の現場の声や多くの国民の声を反映してなされる

ものであり、こうした経過を経た現段階では、意見を述べる立場ではない。

国会で審議されている事

項については、国政の場でしっかりと審議がなされるものであり、その結果を注目したい。



# 戸籍事務の電算化により 住民サービスの向上を



**問** 国は、「電子政府・電子自治体」実現のため、国及び地方自治体の各種事務のコンピュータ化、オンライン化を進めている。

戸籍の電算化については、平成6年に戸籍法が改正されて実施可能となったところであり、法改正から10年以上が経過し、全国的には7割近くの自治体で導入されているものの、道内では普及が遅れているといわれている。

戸籍の電算化は、現在、紙で管理されている戸籍の劣化や破損が防げるということに加え、戸籍謄本の交付時間の短縮が図られ、窓口での待ち時間が大幅に短縮されるというメリット、いわば住民サービスの向上につながるということである。本町では、これまでに、住民票の管理・交付事務や町税の賦課徴収事務など各種事務の電算化を進め、事務の効率化と住民サービス

及び導入に係る経費、また、今後の取り組みについて

**町長**

①平成18年3月末現在で、全国では64・5%の市町村が戸籍事務の電算化を終えている。北海道では、9市18町1村、19・6%ということで、大変遅れている。十勝管内においては、帯広市が導入に着手したが、実際に稼働している市町村はない。

②行政効果については、住民サービス向上という点では、戸籍の謄抄本等の窓口における発行時間が短縮され、転籍や婚姻などで、新たに戸籍を編成した場合、届出から謄抄本の発行までの日数が短縮される。

事務処理上においても、複雑で専門的な戸籍の記載事項がパターン化され、編制事務の簡素化や、経験の少ない職員でも処理が可能となり、編纂、保管作業が不要となるほか、人口動態調査などの戸籍に基づく各種調査事務の合理化が図られ、機械保存となるため、現在の戸籍のような、長年経過による紙質の劣化によ

る破損、文字が薄れて読みづらくなるといった心配がなくなり、常にきれいな戸籍謄抄本が提供できる上、保管用のキャビネットが不要となり、省スペース化が図られることから、行政効果として期待できる。

導入に係る経費については、現在のところ、1億300万円から400万円と想定している。今後の取り組みについては、全国の市町村が進めていくと思うが、非常に多くの経費を要し、導入に係る財源の確保など、今後検討していく必要があり、財源の手当てを十分見極めながら、早急に対応したい。



忠類総合支所住民課窓口

# 新たな協働の まちづくり事業の推進を



**問** 幕別町は平成16年度より協働のまちづくり支援事業がはじまり多くの公区において環境美化支援事業をはじめ多くの支援事業が実施されている。公区长、役員、町民の皆様方の努力と協力により協働のまちづくりを推進するために次の点について伺う。

- ①協働のまちづくり支援事業についてその見直しを含めた今後の課題について伺う。防災活動支援では防災計画書のサンプルを各公区に配布すればどうか。新しい事業として落葉の清掃支援や、ノーレジ袋マイバック支援事業を実施すべきだと思ふがどうか。
- ②協働のまちづくり支援事業の他に「アダプトプログラム」を導入し公区やNPOの枠や資格にとらわれず広く住民が公共的な場所の里親となつて管理することができるようになれば「いなほ公園」や「近隣公園」

のように公区で管理できない公園や、公共施設の管理を多くの経費をかけないで民間の活力によつて行うことができる。また、今後の町の課題である指定管理者制度について広く考えを持



ボランティア・サポート・プログラムにより整備された忠類地区国道236号線の植樹枡

つことができる「アダプトプログラム」の制度を早急に導入すべきだと思ふがどうか。

**町長** ①事業の見直しについては平成16年に要綱を定めて以降、公区长をはじめ、住民の皆さんから寄せられた意見、提言等を整理し、公区长の代表12名で構成する「協働のまちづくり検討委員会」で検討し、乗用型草刈機や、枯れ枝を粉碎する機械、地域防犯活動のための防犯資材の購入などを事業メニューに加えた。

今後の課題として、現在の支援事業では、実施主体が地縁的組織である公区などに限定されているが、行政パートナーとして様々な形態の団体や個人があることから、目的別団体や事業所、個人との協働の仕組みづくりをどう構築するかが大きな課題である。

さらに良い町づくりに向け、どのようなパートナーが、行政と協働できるか、検討委員会にも諮り、さらに検討したい。

防災計画書については、

雛形を公区长会議の中で提供し、出来上がった計画書は、公区长会議の中で、配布し資料提供を行っている。

落葉の清掃支援、ノーレジ袋マイバック支援事業は、今後、検討したい。

②アダプトプログラムの導入については、住民や企業、団体が道路や公園などの公共施設の里親になり、清掃や美化活動を担うものだが、近年、この制度を導入する自治体が増えてきている。管内でも帯広市や上士幌町が導入している。

本町では、帯広開発建設部が忠類地区で、国道236号線の植樹枡の整備を行っている。

町としては、アダプトプログラムという名前ではないが、公園の草刈等の整備などで協力を頂いている。帯広市なども、公園や花壇などの清掃環境美化関係が非常に多いと聞く。

今後、本町としても協力していただけの団体、NPO等と協議し、協働のまちづくりとの係わりも含め十分協議し対応したい。



## 水道料金の滞納世帯に 対する給水停止の中止を



### 問

昨年度の水道料金滞納によって、給水停止予告（3ヵ月滞納）576件（加入者の6・9％）給水停止通知268件（3・2％）給水停止されたもの55件（0・7％）となっている。水を止められて3ヵ月以上に及ぶものもあり、生活への影響は計り知れない。旧忠類村での滞納はないことも踏まえて伺いたい。

滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。③公営企業である水道事業は、水道使用料をもって充てる独立採算制をもとに経営をしており、その受益の

程度に応じ負担を求める受益者負担の原則が適用され、使用者間の負担の公平を図ることが求められている。

助成制度の実施や料金体系の見直しは、使用者間での負担の格差が生じ、結果的に他の使用者が負担することになり、公平な負担の原則に反することが考えられ、新たな助成制度と料金体系の見直しは現状では実施できない。

## 乳幼児医療費の 就学前までの無料化を

### 問

少子化問題には全国の自治体が特別の努力をはらっている。就学前まで医療費を無料にしている全国の自治体は、H16年度現在通院44・4％、入院72・2％にのぼっている。

本年9月末日までの経過措置後、10月1日から幕別町の助成内容に統一することになっている。

②命にかかわる「給水停止」は、基本的にはないという姿勢をとるべきでは。③滞納を出さないために、助成制度をつくるべきでは。

### 町長

①自宅訪問等により、滞納理由を聞き、事情があつて支払えない方については、分納誓約書を提出していただくなど、生活困窮者の実態把握に努めている。

②給水停止は最終手段である。

### 町長

合併協議に沿って、

## 品目横断的経営安定対策制度の 改善に向け要請活動を

### 問

政府は「戦後農政を根本から見直す」として「品目横断的経営安定対策」を強行してきた。全農家を対象にした作物ごとの価格保障政策を廃止して、

よう政府に働きかけを。③制度の改善がなされなければ、実施を延期するよう要請して。

一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

①本町の認定農業者の現状は。②助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めない

### 町長

①本年8月末現在の農家戸数694戸のうち、認定農業者数565戸、認定率81・4％。未申請は129戸、うち酪農・畜産、野菜などの生産者が121戸で、実質残り8戸が対象農家で、現在も認定農業者になるべく認定申請をしていただくよう指導している。

②実施要領の中で、風水害などの気象条件の原因により生産が低くなる場合をどのように取り扱うか現在検討されており、国の動向を見守っているが、本年度の生産実績から除外することは難しいと考える。

③制度がスタートした中で、仮に不合理な点等があれば、町村会や北海道あるいは関係機関などと、制度の改善に向け要請活動を積極的に取り組む。



# 季節労働者として 町独自の施策を



**問** 政府・厚生労働省は、冬期技能講習を来年3月までに廃止し、さらに雇用保険の特例一時金の廃止や見直しを検討している。これでは冬期の気象条件の厳しい北海道では暮らしていられない。

財政の支援を含めて要望している。  
③季節労働者対策として、

- ① 暫定二制度（冬期雇用安定奨励金・冬期技能講習助成給付金）と特例一時金の継続を国に求めて行くこと。
- ② 季節労働者の雇用対策に対し、国・道の財政支援を求めて行くこと。
- ③ 町独自の施策を行うこと。

**町長** 季節労働者や地域経済への影響などから、町としても十勝町村会を通じ、現行維持を強く求めている。

② 季節労働者の雇用対策は雇用の安定と通年雇用の促進のため、国、道に対し

# 高齢化と賃金抑制が続くなか 公営住宅の増設が必要では

**問** 公営住宅の入居状況では、50歳以上の入居者は52・9%となりこれから高齢化が進むなかで入居希望者の増加が予想される。

また、若年世帯のなかでは、短期雇用や賃金の抑制などで持ち家建設は厳しくなっている。忠類地域では民間の賃貸住宅がない。築年数の古い住宅の営繕の要望もだされている。



道営住宅とかち野団地(シルバーハウジング)

街路の清掃事業、歩道等の除雪事業を行っているが、新たな冬場における雇用の確保については、町単独では難しいものがあり、引き続き雇用の確保について努力したい。

- ① 募集と入居の現状について。
- ② 住宅マスタープランに公営住宅増設の計画を。
- ③ 営繕の実施状況は。

**町長** ① 幕別地区では、平成15年度30戸の募集に対し延べ248戸、倍率8・3倍。平成16年度27戸の募集に対し延べ169戸、倍率6・3倍。平成17年度45戸の募集に対し、延べ27

2戸、倍率6・0倍と倍率は減少している。忠類地区は平成15年度15戸の募集に対し延べ51戸、倍率3・4倍。平成16年度27戸の募集に対し延べ63戸、倍率は2・3倍。平成17年度11戸の募集に対し延べ23戸で、倍率は2・1倍と忠類地区についても、倍率は減少している。

募集する地区や建設年度により応募数に違いがあり、平成17年度は建設年の経過している住宅で応募が無かった住宅が3件ある。

② 現在は、将来的に住宅が大きく不足してくる状況はない。

公営住宅の適正戸数については、再生マスタープランに代わる「公営住宅ストック総合活用計画」を平成19年度中に策定する予定であり、この計画の中で、経済性、環境保護の観点から、既存の公営住宅の改善を計画し、建て替えが必要なものや、用途を廃止するものなどを明らかにし、真に住宅に困窮する低所得者に対して、公平・的確に供給できよう、適正な管理戸数を明らかにしたい。

# 役場の窓口業務の改善を

**問** 昼間の窓口業務の対応は住民の利用に対応できるよう改善を。また手続きの書類の処理は迅速に。

**町長** 現在、休憩時間の対応として庁舎内はもとより、忠類総合支所、札内支所を含め、各部署では当番制をとるなど、特別な状況を除き職員が不在とならないよう、対応できるように心がけている。

町民や、事業所などから提出された、申請書類等については迅速な対応が原則であり、その処理が滞ることがあつてはならないと日ごろから職員に指導しているが、町民の皆さんの信頼を失わないように十分気をつけたいと思う。

## 国の税制改革による 町民負担の影響と対策は



**問** 国の税制改革による各種控除の見直し・廃止が特に高齢者に大増税をもたらした。6月に役場から郵送された納税通知書を見て、税額が昨年の数倍に跳ね上がり、「間違えてはないか」と言う声がたくさん寄せられた。そこで次の点を伺う。

- ① 増税の影響額と対象数。
- ② 連動した負担増の影響。
- ③ 新たに課税世帯になった人数。
- ④ 来年度の増税。
- ⑤ 増税中止の要請。
- ⑥ 各種控除制度の周知など軽減策。

**町長** ① 老年者控除廃止の影響額は1,925万円で1,180人が対象となる。公的年金等控除の見直しの影響額は、486万円で1,200人が対象となる。65歳以上の所得125万円以下の非課税限度額廃止の影響額は240万円で

790人が対象となる。生計同一の妻に対する均等割課税の廃止は283万円で1,890人が対象になる。定率減税の縮減については、5,076万円で11,300人が対象となる。

② 国民健康保険税の影響額は、1,614人、157万円の影響、介護保険料の影響額は、18年度が486万円、19年度が996万円、20年度は1,525万円で1,003人が影響を受ける。その他保育料や福祉・医療関係の助成金や給付金などに影響が生じると想定されるが、それぞれの制度により具体的な算定や適否の判断方法は一定でなく税制改正による実態に沿った影響額を判断することは極めて難しい。

③ 新たに課税になった人数は992人である。

④ 定率減税の全廃による影響額は5,076万円、11,370人、住民税率の一律10%化については、2億8,668万円、11,370人に影響があるが、この影響分については、所得税で調整され個人の合計税額に増減はない。

⑤ 今後の税制改正を踏まえ、町村会等との動向に合わせ

## 障害者を支援する 確かな制度の確立を

**問** 障害者自立支援法が制定され4月から障害者の負担が大幅に増え施設の給付は下げられた。そのため止むを得ない施設退所や経営悪化が全国で問題となっているが幕別の現状はどうか。また、10月から市町村が障害者程度区分認定や地域生活支援事業を実施する。現行のサービスが維持されるよう実態にあった区分認定の実施、地域生活支援事業の準備状況、低廉または無料の利用料の設定・低所得者の軽減策について伺う。

町としては利用者へのサービス低下がないよう施設運営の推移を見守っている。区分認定では、利用者個人の障害程度に見合った判定結果がでており判定作業が順調に実施されている。

市町村の必須事業である5事業のほか、2つの任意事業の準備を進めており、今後、受皿となる事業者との調整を行い内容を充実を図る。利用者負担の無料、軽減などを図ることで準備を進めている。

対応したい。

⑥ 各種控除制度など町広報紙やホームページでお知らせするとともに、出前講座や高齢者学級などで税講座を行うなど税制度に対する理解と周知を図りたい。

## 財政の健全化 に向け努力を

**問** 幕別町の財政状況は実質公債比率が21.5%で、管内では広尾について高く18%の「警戒ライン」を超えている。起債残高もここ数年減らしているが、一般会計210億6千万円、特別会計136億3千万円であり、住民サービスを保ちながら、健全化に向け努力すべきである。

**町長** 平成18年度中に策定する第3次幕別町行政改革大綱に基づき、各種事務事業を効率的かつ効果的に推進し、歳入の確保に努め、健全な財政運営を図りたい。



ひまわりの家